

令和6年12月17日(火)
打越 さく良 議員(立憲)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

8問 簡裁判事特号及び副検事特号が設けられたのはいつからか。附則ではなく、本則で規定するべきではないか、法務当局に問う。

- いわゆる簡裁判事特号及び副検事特号は、いずれも、その経歴等に照らし、それぞれの号俸の1号の額を超える額の報酬・俸給をもって処遇するのが適当と認められる簡易裁判所判事及び副検事に対し、当分の間、特別の額の報酬・俸給を支給できるようにするため、昭和48年の裁判官報酬法及び検察官俸給法の一部改正の際に、附則で設けられたもの。
- このように、簡裁判事特号及び副検事特号は、暫定的な措置として定められたものであるため、本則ではなく、附則で定められたものと承知。

(参考) 簡裁判事特号及び副検事特号の在職者数

令和6年7月1日現在、簡裁判事特号に5人、副検事特号に83人が在職している。

(参考答弁1) 第71回国会衆・法務委第46号(昭和48年9月21日)

○田中(伊)国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して説明をいたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今回一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりでございますが、そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じま

してその給与を改善するなどの措置を講ずるために、この両法律案を提出いたしました次第でありまして、改正の内容は、大略次のとおりでございます。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することになっておりますので、おおむね右に準じまして、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬及び検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増額することといたしました。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じまして、いずれもこれを増額するとともに、簡易裁判所判事及び副検事につきまして、特別のものに限り、当分の間、それぞれ簡易裁判所判事一号の報酬月額をこえる額の報酬及び副検事一号の俸給月額をこえる額の俸給を支給することができるようにいたしました。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十八年四月一日にさかのぼって適用することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(参考答弁2) 第71回国会衆・法務委第46号(昭和48年9月21日)

○大竹委員 次に、先ほど大臣の趣旨説明にもあったようですが、今まで判事の一号の上に特号があったわけですが、今度は簡裁の判事、副検事、それぞれ一号の上に特号というのですか、特号を置くということになったわけですが、その理由とでも申しますか、それを置かなければならなくなつた理由を御説明いただきたい。

○味村政府委員 このたび簡易裁判所判事につきまして特号と申しますか、副検事につきましても特号というものを新設することになっておるわけでございますが、これは従来、簡易裁判所判事の一号俸あるいは副

検事の一号俸によりましては、簡易裁判所判事の方の中には、いわゆる判事の有資格者もございますし、それで定年退職されまして、簡易裁判所判事一号俸ではお気の毒だという方もございます。

副検事の中にも非常に長いこと副検事に在職いたしまして、そして一号俸でなつかつ長い期間在職しておって、一号俸を支給しているだけではお気の毒だという方がございます。

そういう方には特別の措置を講じたほうがよろしいんではないかということから、このような特号を設けることに相なったわけでございます。

したがいまして、これは簡易裁判所判事の職務評価あるいは副検事の職務評価を変えたということではございませんので、いわば暫定的な措置として、それぞれのちょうど判事の特号についての条文と同じところに規定をいたしたということでございます。

(参考答弁3) 第111回国会参・法務委第1号(昭和62年12月11日)

○猪熊重二君 私が申し上げたいのは、判事特号という給与の方がおられるということは妥当なことだろうと思うんです。ただ、法文の形として第二条で別表でずっときちんと書いてあるのに、一つだけ特別に判事特号一時間がありませんので簡易裁判所の判事の方は伺いませんけれども、簡易裁判所判事特号というふうなものをつくって、しかもそれが三十四年からといえばもう二十数年間実施されている。

しかもこういう特号という制度が必要なんだということであるとすれば、附則十五条という何かいつ消えてしまうかわからぬというふうな形でなくして、別表そのものの中に、判事一号の上に判事特号というふうなものを設けることが、裁判官としても特号は固定的にあるんだということになってぐあいがよろしいようにも思うんですが、その辺について裁判所として判事特号ないし簡易裁判所特号というふうなものを別表の中に組み入れるというふうなことはお考えじゃないんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 立法の問題では、ございますが、裁判官の問題でございますので私の方からお答えいたします。

判事の特号が設けられておりまして、この条文にもございますように「当分の間」というふうにしてございます。

この趣旨は、判事の報酬については裁判官の任用制度とも絡んでいろんな議論があったということでございます。そこで、例えば法曹一元というような考え方から将来根本的に判事の報酬体系というものを考えていくということになった場合に、そういう時期での再検討が必要であるというようなことからこういう形で条文ができたものというふうに言われております。

もちろん、もう相当年数だっておりまして、ほぼ固定的な役割を果たしているわけではありますけれども、しかし理念として申しますと、裁判官の任用制度とも絡めた形での報酬体系のあるべき姿というものがいまだ実現されない形で残っておるということになりますので、そういうことから今回は従前の立法の経過を踏まえた形で改正していただくということになったわけでございます。

○猪熊重二君 同じ問題が検察官の俸給に関する法律についてもございますので、法務省にも簡単にお伺いしますが、検察官の俸給表も第二条に別表があって、検事総長から副検事何号までと全部書いてある。

それに対してやはり副検事特号というふうなものが設けられているわけですが、この設けられた趣旨等については私もお伺いしておりますので結構でございますが、今申し上げたような形でこれを別表の中に組み込むということについては、法務省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員（清水湛君） お答えいたします。

検察官俸給表附則の九条の問題でございますけれども、副検事につきましていわゆる特号が設けられた趣旨というのは、先ほど最高裁判所の方からお答えになったような趣旨と同趣旨のものでございます。

つまり、副検事の中に検事第一号俸のまま長期間在職し、いわば俸給が頭打ちになっている者が相当あらわれたということ。それから、老練で優秀な副検事を検察事務官より優遇するというようなことのためにこういう制度がつくられたわけでございます。

ところで、このような制度がつくられるに至りました背景、事情というのは、現在も依然として存在するわけでございまして、私どもといたしましてはこの特号制度の運用が必要であるというふうに考えているわけでございます。

ただししかし、法文の上で「当分の間」、いかにも暫定措置というような感じで設けられているという点につきましては全く御指摘のとおりでございまして、本来ならこれを正規の俸給体系の中に組み込むことが望ましいということが言えるのであろうと思思いますけれども、しかしこの問題になりますと副検事の職務評価を正面からどうするかというような問題とも絡んでくるわけでございまして、そういうようないろんな問題、裁判官の待遇等の問題とも絡めまして、いずれ抜本的に検討すべき時期が来ればそのときにやはりすっきりした形に改めるべきものであろうというふうに考えております。

しかしながら、そうであるとすればいつかということはちょっと今のところ申し上げかねるというところでございます。

○猪熊重二君 抜本的な改正まで待つというのも一つの方法でしょうが、抜本的改正といつてももう二十年も三十年もたっていることですから、暫定的な何か不必要的ものだけれども、とりあえずというふうな形でなくして別表に入れたらどうか、こう考えて質問したわけです。

この点について、法務大臣何か御意見があれば簡単にお伺いして、終わりたいと思います。

○国務大臣（林田悠紀夫君） 承っておりますると先生の御意見もごともでございます。

しかし、この制定の経緯が暫定的ということでもあったものですから、それが踏襲されておるわけでありますけれども、十分検討をいたし、また人事院当局とも話し合いまして善処してまいりたいと存じます。

（参考答弁4）第113回国会参・法務委第4号（昭和63年12月20日）

○千葉景子君 一応お話を聞きいたしまして、この中で判事と簡易裁判所判事の報酬につきまして法律の附則がございます。

その附則の十五条というところに「特別のものに限り、当分の間、」として額が示されておりますけれども、この「特別のもの」というのは一体どういうものに当たるのか、そして「当分の間、」ということですけれども、これは何か一定の期間ということを予想されていらっしゃるものか、ちょっと御説明いただきます。

○最高裁判所長官代理者（櫻井文夫君）　この裁判官報酬法第十五条にあります判事、簡易裁判所判事の「特別のもの」に支給する報酬でございますが、俗に特号と言われているものでございます。

この報酬は、形式から申しましても報酬法第二条の別表の中には入っていない特別な形になっているわけでございますが、大体その趣旨について言われておりますところを申し上げますと、判事特号は、憲法に規定された裁判官の職務の重要性、職責の重大性を法制上あらわすために設けられたものだというふうに言われております。

そして判事と検事は、その任用資格においては根本的には差異はなく、同じ任用資格でもって任命されていっているわけでございますが、それぞれの官の間にある職責の違いに応じて裁判官については特にこのようないい報酬を設けるべきものというふうに考えられたということでございます。

しかも裁判官の場合は通常、一般行政官よりも相当長く勤務をいたします。定年の面でも検察官と比べて定年が二年長くなっています。

そういうことも裁判官について、特に判事についてこういった報酬が設けられた趣旨であるというふうに言われているわけでございます。

それから簡易裁判所判事につきましては、簡易裁判所判事は御承知のように幾つかのルートからの任命が行われているわけでありますが、判事定年者等のいわゆる法曹資格を有する老練な簡易裁判所判事を確保し、かつ、それを適切に遇するという観点からこういった特別の報酬が設けられたというふうに言われております。

なお、現実の運用といたしましては、判事特号は例えば高等裁判所の裁判長であるとか、大規模な地・家裁の所長のような重責を担った老練な裁判官に大体運用されているということでございます。

簡易裁判所判事の特号につきましては、ただいま設けられた趣旨にのつとりまして判事定年者等の法曹資格を有する老練な簡易裁判事に支給が決定されているという実情でございます。

○千葉景子君　「当分の間」というのは、これは何か特別な意味がございますか。

○最高裁判所長官代理者（櫻井文夫君）　この点につきましては、裁判官の職責に応じてこのような制度が設けられたわけでございますが、裁判

官の報酬というものはその任用資格と密接な関係を有しているわけでございます。そして、その裁判官の任用資格あるいは報酬というものをさらに将来根本的に検討していくというようなことも念頭に置いてこういった形が設けられたというように言われております。

- 千葉景子君 これは同じ質問になりますけれども、副検事につきましても同じような規定がなされておりますが、これについてはどのようなものでしょうか。
- 政府委員（則定衛君） 副検事の中には、副検事になります前に公安職（二）の適用を受けます検察事務官として相当高位にまで昇進していた人が選考でなるというケースもございまして、そういうような経歴をたどって任官してきた人がございます関係上、副検事一号の額をもって遇するのが相当でなく、それを超える処遇をしたいという必要性がございまして、今申しました一号の上にいわゆる特号を置かせていただいているわけでございます。

（参照条文）

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）
 附 則（注：制定附則）
第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万八千円とすることができる。
- 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）
 附 則（注：制定附則）
第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万六千円とすることができる。